

## 岩倉市訪問理美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外出が困難な在宅の高齢者に対し、理美容事業者を派遣し、理美容サービスを行い、保健衛生及び在宅福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、事業の一部を市内に店舗を有する理美容事業者に委託するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、岩倉市に住所を有する満65歳以上の者で、現に本市に居住している次の各号のいずれかに該当する在宅のものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条の規定による要介護状態である者で、要介護状態区分が4又は5に認定されたものもの
  - (2) 岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則（平成12年岩倉市規則第11号）第2条に規定する常時ねたきりの状態にある者
  - (3) 前2号の状況に準ずる者で、市長が必要であると認めるもの
- (申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市訪問理美容サービス事業申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、利用を決定した場合にあっては岩倉市訪問理美容サービス事業決定通知書（様式第2）により申請者及び訪問理美容事業者に通知し、利用を却下した場合にあっては岩倉市訪問理美容サービス事業却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(理美容サービス券)

第6条 市長は、前条の規定による決定通知書を申請者に通知する際に、別に定める理美容サービス券（以下「サービス券」という。）を同時に支給する。

2 サービス券は、2か月に1枚の割合で当該年度分を一括支給する。翌年度以降については、状況の変化がない場合に限り、サービス券を一括支給することができるものとする。

3 サービス券の支給を受けた者は、市が指定する理美容事業者にサービス券を提出して、自宅において無料で理美容サービスを受けることができる。

4 サービス券を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、その使用が不可能になったときは、再支給することができる。

5 サービス券は、支給を受けた者以外の者が使用することはできない。

6 サービス券の支給を受けた者が次のいずれかに該当したときは、既に支給したサービス券の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) サービス券を譲渡等により支給を受けた者以外に使用させたとき。

(4) 偽りその他不正な手段によりサービス券の支給を受けたとき。  
(利用の変更等)

第7条 訪問理美容サービスの利用決定を受けた者が、住所等の変更又はサービスの中止等をしようとするときは、速やかに申し出なければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市訪問理美容サービス事業申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(対象者との続柄)  
(電話番号)

岩倉市訪問理美容サービス事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、訪問理美容サービスを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 受給資格者

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	岩倉市		
状 況	要介護 4・5 常時ねたきりの状態 その他 ( )		

2 現在の体の状態

(1) 座位保持状況

座位保持不能 ・ 支えがあれば可能 ・ 支えがなくても可能

(2) ふるえ・ほっさの有無

ある ( ) ・ ない

3 その他注意すること

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

岩倉市訪問理美容サービス事業決定通知書

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました訪問理美容サービスの  
利用については、下記のとおり決定します。

記

1 受給資格者

氏 名

生年月日 年 月 日

住 所 岩倉市

2 訪問理美容事業者名

様式第3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

岩倉市訪問理美容サービス事業却下通知書

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました訪問理美容サービスの  
利用については、下記のとおり却下します。

記

却下理由